

## 奨学金。就学援助制度

### 利用希望者の相談受付

町では、経済的理由などで就学が困難な児童や生徒が、安心して学校生活などを送るために、奨学金制度や就学援助制度の支援をしています。利用を希望する人はご相談ください。

◆問い合わせ 町学校教育課総務係(☎82-3111内線313)へどうぞ。

### 奨学金制度

伊藤育英会と山田町育英会では、令和3年度の奨学生を募集します。

◆応募資格 町内在住で、家計が学業の継続に困難な状況にあるが、奨学金の貸与で継続が可能な人

※山田高校に進学する人は、町外在住でも応募ができます。

#### ◆内容

◎伊藤育英会(貸与)

▽採用人数 1人(4年制大学に進学予定の人)

▽奨学金 月額5万円

▽返還方法 卒業後20年間で▼月払い▼半年払い▼年払い

——のいずれかの方法で返還(無利子)

▽返還免除 貸与金額の2分の1

相当額を遅滞なく返還した場合、残余の返還を免除

◎山田町育英会(貸与)

▽採用人数

▼高校生：3人程度

▼大学生・短大生・専門学校生：7人程度

▽奨学金(月額)

▼高校生：2万円

▼大学生・短大生・専門学校生：5万円

▽返還方法 卒業後10年間の月払いで返還(無利子)

※山田町育英会は令和3年度より貸与型奨学金制度となりました。

◆申込方法 町学校教育課に備え付けの願書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

※願書などの申し込み書類は町のホームページからでもダウンロードできます。

◆申込期間 2月1日～3月12日

### 就学援助制度

経済的理由により義務教育を受けさせることが困難な小・中学生の保護者に対し、学用品や給食などの費用の一部を援助します。援助を希望する人は、ご相談ください。

▽対象者 ▼町民税が非課税または減免されている人▼児童扶養手当が支給されている人▼東日本大震災で被災し、生活に困窮していると町教育委員会が認めた人——など

※対象者や援助費目などの詳しい内容については、町のホームページをご覧ください。

※同制度の申請書の提出先は各小・中学校になります。



### 鯨峰爽やかに

二月の異名は如月。西行法師は「願はくは花の下にて春死なんそのきさらぎの望月のころ」と詠みました。花は桜のことですが、日本人にとって桜は特別なものなのです▼役場の周囲にも桜の木があり、春には満開の花が目を楽しませます。その後葉が茂り秋には散ってしましますが、その落ち葉を毎年かき集めてきれいにしてください方がいます。おかげさまで周囲の道路や公園はいつもきれいです▼ほかにも私たちが知らない所で地域のために汗を流している方がおられます。そういう地域への奉仕の心を持つ方々に支えられ、社会が回っているのではないのでしょうか▼先日雪が降った時には、中学生が給食センターの周りの雪かきを手伝ってくれました。奉仕の心が子どもたちにも受け継がれていると感じ、頼もしい限りです▼遅ればせながら本年もよろしくお願ひ申し上げます。

教育長 佐々木茂人

# 学区外通学や区域外就学 希望する人は申請を

学区外通学や区域外就学を希望する場合には申請が必要です。それぞれの許可事由に該当する人は申請してください。申請の方法や通学に関する相談についてはお問い合わせください。

## 学区外通学

▽申請が必要な人 教育委員会が指定する学校以外の町内の学

校へ通学を希望する人

▽主な許可事由

▼学年途中に通学区域外に転居したとき

▼入学後に転居予定があり、転居するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき

▼保護者の共働きなどで、下校後に児童を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預かり先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき

▼短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想される時

▼そのほか児童に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき(いじめ、不適応、児童虐待など)



## 区域外就学

▽申請が必要な人 山田町に住所を置いたまま町外の学校へ通学を希望する人

▽主な許可事由

▼学年途中に町外へ転出したとき

▼国立や私立の小学校または中学校に入学するとき

▼そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき(いじめ、不適応、児童虐待など)



### ◆申請先・問い合わせ

町 学校教育課総務係(☎82-13111内線312) へどうぞ。

## 給食の食材納入業者を募集 登録申請は期限内に

町では、令和3年度の学校給食に使用する食材の納入業者を募集します。希望する人は、期限内に必要な書類の提出をお願いします。

▷登録資格の主な要件 ▶町内または宮古市、大槌町、釜石市のいずれかに本社や営業所を有する▶食品製造業や加工業、販売業を営む法人または個人で営業年数が2年以上経過している▶国税および町税の滞納がない▶学校給食センターの所要量を納品できる能力が十分で、指示された日時に確実に納品できる

※その他、詳しい要件については町のホームページをご覧ください。

▷登録申請方法 下記の書類を郵送または持参して提出

▷提出書類 ▶登録申込申請書▶町税の滞納がないことの証明書▶誓約書——など

▷登録申請期間 2月1日～3月10日

### 【申請から登録までの流れ】

業者など：学校給食用物資納入業者の登録申請



給食センター：書類の審査および登録決定を通知

### 【食材納入までの流れ】

給食センター：給食物資の見積依頼



業者など：見積書を提出



給食センター：物資納入業者決定、発注

※食材の納入業者は、肉魚類を月ごと、野菜・果物類を半月ごとに見積を行い、決定します。



◆申請先・問い合わせ 学校給食センター(〒028-1361 山田町織笠14-32-1 ☎65-6641)へどうぞ。